

委 託 契 約 書 (案)

- 1 委 託 業 務 の 名 称 大船渡地区合同庁舎冷暖房・空調・給湯設備運転管理業務
2 委 託 期 間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
3 委 託 業 務 の 実 施 場 所 岩手県大船渡市猪川町字前田6番地1
4 委 託 料 金 金 _____ 円
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額
金 _____ 円
ただし、次のとおり分割して支払うものとする。
4月分： _____ 円
7月分： _____ 円
8月分： _____ 円
9月分： _____ 円
11月分： _____ 円
12月分： _____ 円
1月分： _____ 円
2月分： _____ 円
3月分： _____ 円
5 契 約 保 証 金 金 _____ 円

岩手県（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）とは、上記の業務を乙に委託することについて、次のとおり契約を締結する。

第1条 乙は、甲から委託を受けた業務（以下「委託業務」という。）をこの契約書及び付属仕様書に基づいて誠実に実施するものとする。

第2条 甲は、乙に対して委託業務の実施に関してその作業に立会いし、又は必要な事項を指示することができる。

2 乙は、委託業務の実施に関し、必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

第3条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、若しくは一時中止することができる。

2 前項の場合において、委託料又は委託期間を変更するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合並びに信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により債権を譲渡した場合、甲の委託料の支払による弁済の効力は、甲が会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第38条第2項の規定により会計管理者に支出負担行為

の確認をした旨の通知を行った時点で生ずるものとする。

第5条 乙は、委託業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たものについては、この限りでない。

第6条 委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

第7条 乙は、各実施期間の委託業務が完了したときは、遅滞なく甲に該当期の業務実施報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定による書類を受理した場合は、当該書類を審査し、必要に応じて実地調査を行い、委託業務の実施の状況がこの契約に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示するものとする。

3 乙は、前項の規定による指示に従って措置した場合には、その結果を甲に報告するものとする。

第8条 乙は、各実施期間の委託業務が完了した場合は、委託料請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による書類を受理した場合は、30日以内に委託料を支払うものとする。

第9条 甲は、自己の責に帰すべき理由により、約定期間内に委託料を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払い額につき年（ ）パーセント（注1）の割合で計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

注1 令和2年4月1日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率とする。

第10条 甲は、乙が自己の責に帰すべき理由により、仕様書による実施時期を遅延した場合は、その日数に応じ1日につき契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき年（ ）パーセント（注2）の割合で計算した違約金を徴収することがある。

注2 令和2年4月1日において適用される会計規則第117条第1項で規定する違約金の徴収率とする。

第11条 甲は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 天変地異その他この契約締結後に生じた事情の変化により、委託業務の実施を継続する必要がなくなったとき。
- (2) 乙が、委託業務を実施できなくなったとき。
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づいて甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づいて甲が求める報告を拒み、又は第2条の規定による甲の指示に従わなかったとき。
- (4) 乙が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(6) その他甲が必要と認めるとき。

第12条 乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 委託業務の変更に伴い、委託金額が当初の委託金額の3分の1以下になるとき。
- (2) 第3条第1項の規定による委託業務の中止期間が委託期間の2分の1を超えたとき。
- (3) 甲が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。

第13条 乙は、第8条の規定によりこの契約を解除された場合において、すでに委託料の支払がなされているときは、甲の定めるところにより委託料を返還するものとする。

2 乙は、前項の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年（ ）パーセント（注3）の割合で計算した遅延金を甲に支払わなければならない。

注3 令和2年4月1日において適用される会計規則第117条第1項で規定する違約金の徴収率とする。

第14条 乙は、第8条の規定により契約を解除された場合はこれによって生じた甲の損害を賠償しなければならない。

2 甲は、第9条の規定により契約を解除された場合はこれによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。

3 前各号の賠償額は、甲、乙協議して定める。

第15条 乙は、委託業務の遂行のため使用する機械、器具及び材料に要する経費を負担するものとする。

第16条 乙は、甲の承認を得て、甲の施設及び設備を使用することができる。

2 甲は、乙に対し委託業務に必要な用水、給湯及び電力を無償で提供するものとする。ただし、乙は、その使用にあたっては、効率的な使用に留意しなければならない。

第 17 条 乙は、委託業務の実施にあたっては、甲の施設及び設備について善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

第 18 条 乙の代表者又は使用人、従事者は、委託業務の実施にあたって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第 19 条 乙は、自己の責に帰すべき理由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第 20 条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得たときはこの限りでない。

第 21 条 乙は、乙又はこの契約に係る再委託契約等の相手方が暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者から不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は、甲に報告し、及び警察署に通報しなければならない。

第 22 条 乙は、委託事業に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和 8 年 3 月 31 日まで保存するものとする。

第 23 条 この契約により難い事情が生じたとき又はこの契約に疑義が生じたときは甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙、記名、押印してそれぞれその 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岩手県
契約担当者 沿岸広域振興局長 印

乙 住所
氏名 印

(参考様式)

大船渡地区合同庁舎冷暖房・空調・給湯設備運転管理業務実施報告書（ 月分）

令和 年 月 日

沿岸広域振興局長 様

受託者 住 所
氏 名

印

令和 年 月 日に契約締結した大船渡地区合同庁舎冷暖房・空調・給湯設備運転管理業務について、下記のとおり実施したので報告します。

- | | |
|--------|------------|
| 1 業務期間 | 自 令和 年 月 日 |
| | 至 令和 年 月 日 |
| 2 運転日数 | _____日 |